

令和6年度（2024年度）第1回北海道口腔保健推進協議会議事録

日 時：令和6年11月14日（木）18:30～19:40

場 所：道庁本庁舎13階 塔屋共用会議室

出席者：別添出席者名簿のとおり

1 開会

○事務局（石川課長補佐）

ご案内の時刻となりましたので、令和6年度第1回北海道口腔保健推進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中ご参加をいただき、ありがとうございます。

私は地域保健課の課長補佐の石川でございます。議事に入りますまでの間、進行を務めさせていただきます。円滑な進行のため、Web参加の皆様につきましては、通常時、マイクをオフにいただき、発言をされる際は、手を挙げる方などで合図をお願いいたします。こちらから指名をいたしますので、その際はマイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

それでは、本協議会の開催にあたり、保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長の角井からご挨拶を申し上げます。

○事務局（角井がん対策等担当課長）

皆さんこんばんは。

保健福祉部健康安全局地域保健課がん対策等担当課長の角井でございます。

本日はお忙しい中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

また、皆様には日頃から、本道の歯科保健医療の推進に格別のご支援をいただき、心から感謝申し上げます。

昨年度の協議会では、新たな歯科保健医療推進計画の策定にあたりまして、4回にわたり御協議いただき、たくさんのご意見をいただきました。改めて感謝申し上げます。

さて、本日の協議会では、平成21年に議員制定により制定されました「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」が、5年に一度の見直し・検討年となっておりますことから、条例に関する事項のほか各種施策の推進状況などの議事を予定しております。

昨年度に引き続き、道の今後の歯科保健医療施策に係る重要な年と考えておりますので皆様の忌憚のない活発な御議論をお願い申し上げます。私からのあいさつといたします。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（石川課長補佐）

次に、本日まで出席いただいた構成員の皆様をご紹介します。

北海道医療大学歯学部齊藤委員でございます。

北海道口腔保健学会三浦委員でございます。

北海道歯科医師会の西委員でございます。

北海道病院歯科医会の榊原委員でございます。

北海道歯科衛生士会の末永委員でございます。

北海道歯科技工士の政氏委員でございます。

北海道薬剤師会の中山委員でございます。

北海道栄養士会の手嶋委員でございます。

北海道町村教育委員会連合会、北川委員でございます。

本日の協議会ですが、総数 15 名のうち 9 名の委員の方々にご出席をいただいております。

なお、北海道大学歯学部研究院の岩崎委員、北海道医師会の荒木委員、北海道看護協会の深津委員、北海道市長会の京野委員、北海道町村会の熊谷委員、北海道都市教育委員会連絡協議会の吉永委員におかれましては、所用により、欠席をされるとのご連絡をいただいております。

また、Web で北海道医療新聞様が傍聴をされておりますので、ここでご報告をさせていただきます。

続きまして、資料を確認させていただきます。

本日使用する会議資料を確認させていただきます。

お配りしている資料は、資料の 1 から 4 まで 4 種類となっております。資料の 3 は 2 種となっております。

また、参考資料が 1 から 7 まで全 7 種類となっております。ご確認をお願いいたします。

次に、座長の選出についてでございます。本協議会開催要領の第 4（2）では、座長を置くこととなっております。事務局といたしましては、昨年度に引き続き、最初に座長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それでは、本協議会の座長は齊藤様にお願いいたします。

この先の進行につきましては、齋藤座長どうぞよろしくをお願いいたします。

○齊藤座長

北海道医療大学の齊藤です。皆様どうぞよろしくをお願いいたします。

平成 21 年に制定された 8020 推進条例は 5 年ごとに推進状況に検討を加えることになっており、今年はその検討年です。事務局から検討の視点等について説明がありますので、皆様の活発なご意見をお願いいたします。

2 協議事項

北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例について

○齊藤座長

それでは次第に沿って議事を進めて参ります。

4 協議事項の「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（本田医療参事）

地域保健課の本田でございます。私より資料 1 について説明をさせていただきます。

資料 1、1 枚目をご覧ください。「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」の改正検討についてご説明をさせていただきます。

道では所管する条例の多くに 5 年ごとの施行状況等について検討を行う旨の文言が記載されてございまして、令和 6 年度は全庁で 8020 推進条例を含む 70 条例がその対象となっております。

条例の見直しは所管部で行うことが基本ではございますが、それぞれが独自の視点で行うのではなく、統一的な視点でのチェックを行うということになってございます。

また点検に当たりましては、法や計画など、基本方針との整合性、条例の規定が適正であるか、このような視点で実施されるものでございます。

次の資料をご覧ください。

条例に係るこれまでの経過でございます。平成 21 年に「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」が制定されております。平成 23 年、国の歯科口腔保健の推進に関する法律が制定されてございまして、条例との整合性と確認をしまして、条例改正はしておりません。

平成 26 年、条例の見直し検討年では、条例の施行状況は適切であると確認をしまして、条例の改正はしておりません。

令和元年、この見直し検討年では、北海道口腔保健推進協議会におきまして、条例第 10 条で規定する「市町村歯・口腔の健康づくりガイドライン」につきましては、平成 22 年に策定されたものであるため、実情に合わせた改正を要するが、条例の施行状況については適切に推進されていると判断されたことから、条例改正には至っておりません。

資料をご覧になってわかりますように、国の基本的事項の策定、改正に合わせまして、道でも計画の策定、その評価を行っており、条例の施行状況については、計画も踏まえて確認をしております。

そして、令和 6 年、今年が施行状況の検討年でございます。この協議会にて施行状況を確認した上で、皆様からご意見をいただくこととしてございます。

次の資料をご覧ください。

こちらの資料でございますが、前計画の評価と新たな計画の目標値を一覧にしております。

この計画は、条例により定められているものでございますが、前計画における数値目標の評価につきましては、皆様にも昨年度協議会においてご協議いただいております。目

標に向けて、概ね順調に推移しております。

今年度開始している計画では、新たな指標や目標値を設定し、より一層の推進を図ることとしてございます。新たな目標値については、大幅に引き上げているものもございまして、資料の方、中身ご確認いただければと思います。

次の資料をご覧ください。

この資料では改めて、「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」につきまして、説明をさせていただきます。

資料中央部条例のポイントをご覧ください。

北海道の条例ですが、先ほどもご説明しましたが、国の歯科口腔保健の推進に関する法律に先駆けて制定したものでございます。

基本的施策につきましては、条例の中に直接示す形ではなく、条例第8条にございまして、北海道歯科保健医療推進計画、この計画に付託するというつくりになっております。

資料の右側に、基本的施策の具体的内容一部挙げておりますが、計画の中で、重点施策として、高齢者の歯科保健医療の推進において、オーラルフレイル等の口腔機能に関する知識の普及、歯周病の予防においては、口腔と全身の健康の関係性に関する普及啓発、障がい者（児）、要介護者への歯科保健医療の推進においては、口腔機能の獲得維持向上等による歯科口腔保健の推進などを記載しております。

また、市町村が効果的に歯・口腔の健康づくりの推進に取り組む上で基本となる指針、ガイドラインの策定について、規定していることや、効果的な歯科保健対策として、保育所、学校等におけるフッ化物洗口という具体的な施策を盛り込んでいることなどが、北海道の条例のポイントでございまして。

次の資料をご覧ください。

こちらですが条例の改正検討について道の考え方をお示ししております。

まず①オーラルフレイルの文言は、現在条例に使用されていないものの、条例に定める歯科保健医療推進計画において、オーラルフレイル等の口腔機能に関する知識の普及啓発を明記しているところでございます。

一方で、条例制定から15年が経過し、8020を実現する上で重要なオーラルフレイル対策の認知度は向上しており、当該対策とともに、関連する取り組み項目を、条例に追加し、施策のさらなる充実を図ることで、高齢者の口腔機能の維持・向上が期待できると考えてございます。

条例の施行後15年間、1度の改正も行っていないことから、社会情勢の変化を踏まえた文言の修正と、必要な検討を行うとしてお示しをさせていただいております。

検討の視点として、1つ目、健康増進法に基づく歯科検診の対象年齢の引き下げなど、制度の改正を踏まえた条例の対応。

2つ目は、オーラルフレイルについて、日本老年歯科医学会等三学会の共同声明が今年4月に発表されたことを踏まえた条例の対応。

そして3つ目、その他、生涯を通じた歯・口腔の健康の保持増進の重要性が増している

もの、このような内容を検討の視点として挙げてございます。

視点の3つ目のその他の部分でございますが、条例の中には、障がい者等への支援や、専門職や市町村などそれぞれの役割などもございますので、幅広くこの点ご意見を頂戴できればと思っております。

次の資料をご覧ください。

こちら条例に係る施行の状況についてでございます。

第8条から第16条の内容についてということで、具体的には、第8条、計画について、第9条は市町村への支援。第10条は、指針の策定、第11条は、効果的な歯科保健対策の推進、第12条障がい者等への支援、第13条が、こちら、北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間。そして第14条、道民歯科保健実態調査、第16条、年次報告と、このような内容につきましてはこれまで通り、適切に実施をしてございます。

その内容については資料の方でご確認をいただきたいと思います。

また最後、参考資料をつけておりますが、こちらは他府県の条例との比較の資料でございます。

北海道の条例は、オーラルフレイルの文言は現在入ってはおりませんが、基本的施策については計画に付託をしておりますので、その趣旨を包含しているとして、2の(1)に位置付けてございます。参考までにご覧ください。事務局からの説明は以上です。

補足としましては、参考資料の5が現在の北海道の条例ですね、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」、そちらの資料をつけてございます。

また、参考資料1を概要として付けておりますのでそちらも併せてご覧ください。以上でございます。

○齊藤座長

ただいま事務局より説明のありました内容について、事務局資料にある検討の視点に沿ってご質問ご意見をお願いいたします。

まず歯科健診やオーラルフレイルについていかがでしょうか。西先生お願いします。

○西委員（北海道歯科医師会）

今本田さんの方からいろいろ説明ございましたけれども、北海道歯科医師会の立場からとして、発言させていただきます。

まず1点ですけれども、この条例が作られた15年前にはなかったフレイルという概念が現在、医療介護の現場で非常に大きなものとなっております。

そのフレイルの入口がオーラルフレイルとなります。このオーラルフレイルにしっかりと対応することで、その先の身体的フレイル、メンタルフレイル、さらにはソーシャルフレイルなどを予防することができ、ひいてはその先の要介護状態に陥ることを防ぐことができます。

このことを広く社会に訴えていくことが我々歯科医療従事者の役割と考えております。

そういった意味で、このオーラルフレイルという文言をしっかりと条例条文の中に入れるべきだというふうに考えております。

それから第2点、現在の国会では、歯科口腔保健法の一部改正案の議論がなされております。

原文を見ると、いわゆる生涯を通じた歯科健診、いわゆる国民皆歯科健診の文言が入る予定になっております。その国の法律との整合性を図る意味で、この8020推進条例の中にも、生涯を通じた歯科健診というかそのような、同じような表現を入れるべきではないかなというふうに考えております。

それからもう1点、現行の8020推進条例の第1章の3行目の目的のところ、保健医療福祉関係者の役割を明らかにするというふうにございます。

この条例は歯科に関する条例なので、ここの保健医療福祉関係者という表現をですね、歯科医療専門職、いわゆる歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を意味する、歯科医療専門職というふうに変えたほうがいいのではないかなと私は考えております。以上です。

○齊藤座長

今の件について、まず歯科衛生士会末永さん、どうでしょうか。この道の条例は、国の法律と異なりまして歯科専門職の役割が、保健医療福祉関係者とまとめられていると、西先生が今おっしゃったとおりなんですけども、単独の記載がないので、昨今の口腔健康管理の重要性の高まりを考えると、その必要性についてはいかがでしょうか。

○末永委員（北海道歯科衛生士会）

そうですね。保健医療福祉関係者の中に含まれていると思いますがあえて、歯科が特に頑張っていくというところで、明記するのも1ついい方法なのかなというふうに思っていました。

○齊藤座長

歯科技工士会の政氏さんはいかがでしょうか。

○政氏委員（北海道歯科技工士会）

私も西先生おっしゃられたとおり、歯科の文言を明記していただくことに賛同いたします。

○齊藤座長

オーラルフレイルについてですけども、三浦先生、障がい者のことについて、ご意見ありますでしょうか。

○三浦委員（北海道口腔保健学会）

障がい児のオーラルフレイルですか。

○齊藤座長

障がい児の定期健診やオーラルフレイル対策についてお伺いできればと思います。

○三浦委員（北海道口腔保健学会）

両方ですね。はい。ありがとうございます。

条例見直しのタイミングでオーラルフレイルの文言を入れるっていうのは、昨今、他の自治体でも参考資料にありましたとおり、やられているところでもありますし、あと、事務局ご提案の資料にも記載の通りです。

やはり本年度の初4月に、オーラルフレイルの学術的定義が提示されたということは非常に大きい意味を持っていると思っています。

タイミング的に、この条例改正の時期に、オーラルフレイルの文言を入れるのは、学術動向としても、非常に利にかなったものかなというふうに思います。

それから、生涯を通じた歯・口腔の健康の保持増進ですけれども歯科口腔保健の推進に関する基本的事項（歯・口腔の健康づくりプラン）において、やはり誰1人取り残さない歯科口腔保健サービス提供の拡充が挙げられています。そしてその中において、障がい者（児）に対する定期的な歯科健診体制の構築は、非常に重要項目として挙がってきているので、そういった要素も、この事務局提示の5枚目のスライドの「その他生涯を通じた歯・口腔の健康の保持増進」のその枠組みの中に入れていただくと良いと思います。北海道としてこれまで障がい者（児）に対するアプローチは、他の自治体に先駆けてやられてきたので、そこをさらに強化することにも繋がるかと考えます。その方向性をぜひ、条例改正のときにも入れていただければ、大変ありがたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

○齊藤座長

これらの意見をぜひ反映させた内容にさせていただきたいと思います。

その他ご質問、特に条例の改正に関してですけども、ご質問等ありませんでしょうか。

榊原先生大丈夫でしょうか。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

健康増進法に基づく歯科健診の対象年齢の引き下げの制度改正を踏まえたと書いてありますけれども、どの程度まで進んでいるのかというところを教えてください。

○事務局（本田医療参事）

健康増進法に基づく、歯科の健診、歯周病の検診でございますが、今までは40・50・60・70歳、10歳刻みの健診、今もそうなんですけども、そこをですね、30歳20歳とい

う形で、その年齢が入ったということで、年齢の引き下げというような記載にさせていただいております。今年度から新たにその年齢が対象になったということでございます。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

であれば、その部分を条例の中に入れるって国の方針と乖離することはもちろんないでしょうし、入れるのであれば、国の進んでいるところ以上のものはもちろんですけども条例の中には入れられないと思ったので、慎重に記載すべきと思っていたものですから、伺いました。記載することにはもちろん賛成です。

それからオーラルフレイル等に関しましては、今まで先生方おっしゃったとおり、私もこの条例の中には含めた方がいいと思います。以上です。

○齊藤座長

その他ご意見ございませんでしょうか。

栄養士会の手嶋様何か意見等ございますでしょうか。

○手嶋委員（北海道栄養士会）

いえ、特にございません。先生方のご意見を反映させていただければと思いました。

○齊藤座長

薬剤師会の中山様は何かございますでしょうか。

○中山委員（北海道薬剤師会）

いえ、特にございません。時代に合った文言にしていけばいいのかなと思っております。

○齊藤座長

教育長の北川様、何かございますでしょうか。

○北川委員（北海道町村教育委員会連合会）

特にございません。皆さんのお考えを尊重させていただきます。よろしく申し上げます。

○齊藤座長

三浦委員どうぞ。

○三浦委員（北海道口腔保健学会）

先ほどの健康増進法に基づく歯周病検診の対象年齢引き下げに至った経緯についての補足情報です。20歳代においても、歯科疾患実態調査等で、歯周ポケットが深い者の割合が、一定数あるというところが大きな要因かと思えます。歯周病の特性から考えて、20歳代から、ライフコースアプローチをすべきであるという視点を、ぜひ道の条例改正におきましても盛り込んでいただければ大変ありがたいというふうに思います。ご提案の方向性でいいと思います。

あと、1点確認ですけれどもこれ、条例改正されたら、いつからスタートになるかという予定がある程度、わかるようでしたら、教えていただくとありがたいと思います。

議会等の対応もあろうかと思えます。差し障りのない範囲で、よろしく願いをいたします。

○事務局（本田医療参事）

様々、議会等での対応もございますけれども、いろいろと整いましたら、新年度、春をめぐりにスタートをできるような形では考えております。

○三浦委員（北海道口腔保健学会）

そのような形でしたら、ちょうど本年度から計画もスタートしていて、それを条例が後押しするような形に持っていけるのではないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤座長

これまでの件、西先生いかがでしょうか。

○西委員（北海道歯科医師会）

それぞれの先生から、オーラルフレイルに関しての前向きなご意見をいただいて、とてもうれしく思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

3 報告事項

(1) 令和5年度（2023年度）歯・口腔の健康づくりに係る施策の推進状況について

○齊藤座長

それでは次の議事に移ります。

5報告事項です。「令和5年度（2023年度）歯・口腔の健康づくりに係る施策の推進状況」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（永井主任技師）

地域保健課永井でございます。

それでは、資料2をご覧ください。こちらでは令和5年度の歯・口腔の健康づくりに係

る施策の推進状況についてご説明させていただきます。

条例第8条に基づく新たな北海道歯科保健医療推進計画、8020歯っぴいプランについては、皆様のご協力のもと、令和6年3月に策定いたしました。本計画に定める4つのテーマと重点政策に沿って推進状況をご報告させていただきたいと思っております。

まず(1)むし歯の予防に向けた保育所、小学校等におけるフッ化物洗口の推進についてですけれども、各道立保健所における働きかけ、そして当課と北海道教育委員会が直接、市町村に赴いて導入の働きかけを行っております。昨年度末時点で実施市町村数につきましては、一昨年度から1市増加しまして176市町村となっております。

次に(2)歯周病の予防に向けた、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保については、主に事業所等を対象にしたモデル事業ですとか、8020歯っぴいプランの達成状況の把握に向けた調査の他、歯周病と糖尿病に関わる、医科歯科連携の推進に向けた講習会等の講師派遣について支援を行うなどを行って参りました。次のページをお願いします。

次に(3)高齢者の栄養及び誤嚥性肺炎の予防に向けた高齢者等に対する口腔ケアの提供体制の整備についてですけれども、こちら三次医療圏ごとに設置された在宅歯科医療連携室の運営への支援ですとか、あとは歯科専門職の認知症対応力向上研修、そして介護予防等に対して必要な知識等の普及に向けた研修というものを実施しております。

次に(4)障がいのある人等への歯科保健医療サービスの充実に向けた障がい者医療協力医の確保と歯科医療ネットワークの充実についてですけれども、障がい者歯科医療協力医の指定のための研修会の実施、そして歯科保健センターの運営支援などを行って参りました。以上でございます。

○齊藤座長

ただいま事務局より説明のありました内容について、ご質問ご意見ございませんでしょうか。榊原先生お願いします。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

(3)の在宅歯科医療連携室の運営の促進というところで、私道歯の理事をやっているときに、立ち上げに随分いろんな地域に関わって行かせていただいたんですけども、その後の運営状況といいますか。

だんだん金銭的な補助が少しずつ削られていくっていうようなふうになっていましたけれども、その後、ちゃんと自立して、運営がされているのかというところがずっと気になっていたものですから、そのあたりのところ、いかがでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○事務局（永井主任技師）

ご質問ありがとうございます。そうですね。平成30年より前までは、当事業、北海道

歯科医師会に対する委託事業という形で行ってございましたけれども、その後については現在も含めて補助事業という形で支援をさせていただいているところです。

細かなところではちょっと今資料等はないんですけれども、近年で言いますと、いわゆる予算というところでは変更なくきているというところがございます。

自立というところに関して言うとちょっと私どもで答えることはもちろんできないんですけれども予算については変更、ここ近年ではないということはお答えさせていただきたいと思います。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

ありがとうございます。

地域において、この在宅歯科医療連携室って、ますます重要度が高まっているっていうような肌感覚としてそういうのを持っているものですから、道としての支援もできるだけ長い期間にわたって、支援いただければというふうに思っている次第です。

（２）令和４年度（２０２２年度）歯科衛生士勤務実態調査 集計結果について

○齊藤座長

その他ご質問ございませんでしょうか。では次の議事に移ります。

令和４年度歯科衛生士勤務実態調査集計結果について事務局から説明をお願いします。

○事務局（山上専門員）

地域保健課の山上と申します。私からは資料３－１と３－２について説明させていただきます。

令和５年度第１回協議会でお示ししております集計結果から（案）を抜き、最終版として共有させていただきます。内容の修正等はありません。

集計結果最後の１４ページの方をご覧くださいなんですけれども、こちらでは、調査の集計結果から見える課題と今後の検討事項について記載しております、この結果をもちまして、当課で行った取り組み等、現状報告させていただきます。

資料３－２をご覧ください。こちら調査結果を踏まえた対応について記載しております。

方策としては、記載の３つとなっております若年層の、職場定着と早期離職防止、働きやすい労働環境づくりや働き方改革の推進、離職者への情報発信３つあげさせていただいております。

上記２つについては継続協議としまして、今後も皆様からのご意見等を踏まえながら検討していきたいと考えております。

方策の３つ目、離職者への情報発信についてですが、道で従来行っております歯科衛生士バンク事業というものがございまして、その内容を見直すこととし、令和５年度の１１月に改定をしております。

このバンク事業について簡単にご説明します。

こちらがこのフロー図になるんですけれども、まず、歯科衛生士バンク事業の目的ですが、地域の歯科保健事業の円滑な推進のために、市町村の歯科保健事業に協力可能な歯科衛生士を登録させていただいておまして、市町村の歯科保健事業に従事可能な歯科衛生士の確保と歯科衛生士の育成を行うことで市町村が、必要とする際の体制を整備するというのを目的として、長年にわたり実施しているものになっております。

今回の主な改定ポイントについてなんですけれども、従来は登録する際に保健所に出向いていただいて指定の用紙に記入していただいたものをWebで、ご自宅で登録できるように変更しております。

希望者については、市町村事業の協力依頼や研修会等の情報を発信できるようにメールアドレスを登録してもらいまして道の方で、一括で管理しております。

それから今後就職する未来の歯科衛生士の人材育成等への支援のため、今年度の8月に養成校の協議会の方でこちらのバンクの説明をさせていただいておまして、養成校の協力をいただきながら、今後卒業生の方などにもバンクの周知を積極的に行わせていただいて人数確保に努めていきたいと考えております。

最後のポイントですが、下の方に網掛けで案というふうに記載しているんですけれども、バンク登録している方のうち希望者については、団体が開催する研修会等の情報提供を行う予定としておまして、事前に北海道歯科医師会さんですとか歯科衛生士会さんの方に事前にご相談させていただいておりますが協定締結、それから養成校への周知の方を年度内に行えるように現在準備をしております、それから令和5年11月に改定させていただいて、新規で登録された方が現在113名となっておりますので併せてご報告させていただきます。私からの説明は以上となります。

○齊藤座長

ただいま事務局より説明がありました内容について、ご質問ご意見等ございませんでしょうか。西先生お願いします。

○西委員（北海道歯科医師会）

この北海道版歯科衛生士バンクのお話、先般道庁の方から説明があって初めて、わかったというか、数年前からできていたものらしいですけども、自分の認識としては、初めて聞いたような感じだったので、ちょっと驚いたんですけども、この北海道歯科衛生士バンクの内容というのが、市町村の行政で働く歯科衛生士を確保するためのバンクというふうに理解しております。

我々北海道歯科医師会はですね、行政で働く歯科衛生士ばかりではなく、一般の開業医で働く歯科衛生士がとても不足しているので、その部分を補うために、将来的には歯科衛生士バンクを作りたいと考えておりました。

でもこれ、どうも先にこの歯科衛生士バンクができてしまうと、そのネーミングでなか

なか使えなくて困ったなと思っていたんですけど、1歩進んでですね、100歩進んでですね、この、すでにできた歯科衛生士バンクの中に、我々が求める一般開業医に勤めるような衛生士を確保するための機能を持たせるのが一番手っ取り早いのかなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○事務局（山上専門員）

ご意見ありがとうございます。

歯科衛生士の人材確保の歯科診療所の歯科衛生士というところですけども、資料3-2に協定締結に関する内容を記載させていただいております、団体から情報提供ができるような体制を整えて参りますので、活用していただければというふうに考えているところです。

○西委員（北海道歯科医師会）

この図を見ると、例えば北海道歯科医師会などが、研修とかイベントを衛生士バンクに提供するってありますけど、そのバンクっていうかねその研修会とか協力するという意味だと思んですけど。

その研修を受けたバンクで登録された衛生士が、一般の開業医に、就職するようなそういう流れってこの図じゃないですよ、今ね。

○事務局（山上専門員）

そうですね。基本的には市町村の歯科事業ですとか、研修への参加を目的とし、人材確保や人材育成というところは、地域の歯科事業をメインとして、従来どおり行っているものとなっております。

○西委員（北海道歯科医師会）

先ほどから何回も言ってるですね、我々が最終的に求めるものは、一般開業医で働く不足している衛生士さんを確保するためのバンクが、欲しいわけです。

それを1から作ろうと思ったら大変な作業なので、道が先に作成したこの北海道版歯科衛生士バンクの機能の中に、行政職ばかりじゃなくて、一般の開業医で働く衛生士を確保できるようなシステムを作っていただきたいなという風に考えております。よろしく願いします。

○事務局（永井主任技師）

地域保健課永井でございます。

現時点では北海道の事業として、北海道版歯科衛生士バンクということを行わせていただいている以上、北海道の役割というものがございますので、少なくとも現時点での建て付けにおいては、地域保健法の中にある市町村に対する支援、人材確保という枠組みの中

で、市町村の人材確保というものを行わせていただいているということになります。

従いまして、今後については、例えばこのバンクをどうするかということもありますけれども、その確保についてはまた別途、検討会等を開催させていただく予定となっておりますので、その中で、また議論をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○齊藤座長

榭原先生どうぞ。

○榭原委員（北海道病院歯科医会）

その検討会の中でも構わないのかなと思うんですけども。衛生士が不足する1つの要因としては歯科の業界はクリニックがやっぱり主体ですので、なかなか産休制度っていうようなものがあるところはほとんどなくてですね。それで結婚して出産されることによってイコールもう退職。そしてそのまま復職することもない方が比較的多いのではないかなというふうに思っています。

看護の業界でも同じようなことがあってただ、それはやっぱり復職せひしてもらおうということで、恐らくはその看護協会等が、その復職に対する支援みたいなものっていうのを盛り込んだり、何か実践したりということをやっているんじゃないかなというふうに思っているんですけども。そういったようなものがこの中にプランとして含まれているのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○事務局（本田医療参事）

ご意見ありがとうございます。今榭原先生からいただいた課題も現実あろうかというふうに思ひます。

資料の3-2で、最初に示させていただきました方策としては、若年層の職場定着と早期離職の防止という課題、また働きやすい労働環境づくりや、働き方改革の推進そういうところに、今の課題入ってくるものというふうに理解をしております。

そこにつきまして、やはり今後は、我々の方でも継続して協議をしていくべきものというふうにとらえておりますので、課題の1つとして、とらえさせていただき、今後もご意見いただきながら協議をさせていただきたいというふうに思ひます。お願ひいたします。

○榭原委員（北海道病院歯科医会）

よくわかりました。ありがとうございます。

○齊藤座長

末永さん、何かありますか。

○末永委員（北海道歯科衛生士会）

改めてこの集計結果を見ていると、11 ページの間 39「家族や知人に歯科衛生士になりたいと言われたら歯科衛生士という職業を勧めますか」という問いがあったんですが、「どちらとも言えない」と回答した方が、279 人もいるというこの現状に、どうにかしなければいけないと、すごく強く感じた質問でした。

若年者の早期離職防止というのも、リアリティショックだったり、学生時代に学んだことと、実際に印象受けたときのギャップだったり、そういういろんな労働環境だとかっていうのももちろん含まれると思いますが、まず今働いている歯科衛生士が、人に勧めて自信を持って進められる職業になっていないというところで、もちろん歯科衛生士会としても取り組まなければならないと思いますし、そういう後押しができるような取り組みというのを、道からもぜひしていただけると嬉しいなと思いつながりながら見ていました。

あと先ほどのバンクの話なんですけど、道の委託事業を受けた中で、登録した方もこのバンクの登録に繋いだと認識しておりますが、登録されている 113 名の方は実際にその市町村の事業に従事するような形に繋がった事例など、何か把握されていれば、お聞きしたいです。

○事務局（山上専門員）

ありがとうございます。

市町村の方に正式に通知をするのがこれからになっているので、まだつないだ形になった事例の方は把握していませんが、北海道歯科衛生士会に委託している食・口腔事業で行っている市町村の地域ケア会議等においては、市町村から要望が上がり、従事につながったケースが今年度ございましたので、地域ケア会議等もそうですし、他の様々な事業においても、ぜひ活躍していただきたいと考えております。

市町村への通知についても年度内には、行っていきたく思いますので、またそちらについてはご報告させていただきたいと思っております。

○末永委員（北海道歯科衛生士会）

わかりました。ありがとうございます。

昨年、このバンクに登録していいか、こちらからもそれぞれ確認した上で、情報提供させていただいたかなというふうに思います。

その後の、登録について「いいよ」と言ったけれども、その後のバンクの動きって「いいよ」と言ってくださった方にも伝えきれてないなというふうに感じていたので、まずは、ぜひ動かしていただきたいなというふうに思いますし、周知できるところはこちらでもさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○齊藤座長

榊原先生お願いします。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

気になった点が1つあって、この内容自体は全く問題なく賛同できるんですけども、このアンケートの回答率ですよ。

推定10.1%となっていますけれども、これはきっと道の皆さんもお困りになったんじゃないかなと思いますけど、政策を進める上で、口うるさい人がいるとすればですよ。

この10.1%のアンケート内容を踏まえて事業構築するっていうことに関しては、これどうなんだっていうような議論が出たりしないかなっていう心配がちょっとあってですね。

この辺り、道はどういうふうに使われているのか。これ、歯科医療機関にアンケートを出したものの、もしかすると院長先生のところで止まってしまったという形なんですかね。

そのあたりのところを道の見解も含めて伺いたいと思います。

○齊藤座長

いかがでしょうか。

○事務局（山上専門員）

こちらのアンケートが令和4年度の従事者届のときに一緒にチラシを同封させていただいて、アンケートをとらせていただいたものになっております。

直接衛生士の方のお手元に届く方もいらっしゃるれば、診療所に郵送させていただいている関係で、もしかしたら漏れている可能性があったのかなというような認識はしております。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

多くのデンタルクリニックの院長室って、書類が山積みになってですね、それで大抵のものはダイレクトメールなものですからやっぱり見ずに済まされてしまっているっていう場合が多いんじゃないかなと思うんですけど。

北海道歯科医師会の協力を得たりするとよかったんでしょうかね、西先生。

○西委員（北海道歯科医師会）

そうですね、今でもこのアンケートをやるっていうこと自体、私の記憶では、後から聞いた話で、事前にアンケートをやるので協力を求められたっていうことは、多分なかったですよ。事務局いかがですか。

○事務局（本田医療参事）

こちらのアンケートは、事前に歯科医師会様の方にご相談協議させていただいた上で、内容を決定しまして、方法についても、一応そこはお伝えさせていただいた上で実施しているものでございました。

○西委員（北海道歯科医師会）

そうですか。私の認識がなかったのでごめんなさい。榊原先生そういうことでした。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

わかりました。

これって例えば今後いろんな展開していく上で、グーグルフォームでのアンケートは結構回収率がよかったり、そういうのは結構多かったですんですけど、制度上、行政としてやっぱりやりづらいんでしょうかね。

○事務局（永井主任技師）

ご意見ありがとうございます。

実はですね、これも、グーグルフォームではないんですけども、ほぼ同じ、北海道の簡易システムというものがございましてその方法で行っております。

○榊原委員（北海道病院歯科医会）

いや、そうでしたか。そうですよね。検討されているんですよね。同業としてはこういうアンケートをきちっと回答すべきだと思って僕、ここはまめに教育しているつもりですけど、そういう認識を歯科業界の中でも、やっぱり高めていかなければいけませんね、西先生。

○西委員（北海道歯科医師会）

おっしゃる通りだと思います。

○齊藤座長

まず周知を徹底して、同じようなアンケートを行う必要があるかと思ひますし、多分技工士会の方についてもアンケート等、必要なことは多々あるんじゃないかと思ひますので、道と歯科医師会と協力していただいて、いろいろ周知してアンケートとか取っていったらいいのではないかなと思ひますけど、政氏先生どうですかね。

○政氏委員（北海道歯科技工士会）

歯科技工士会では、日本歯科技工士会から会員にアンケートを配られて、実施しているんですけども、今回の回答率と同じぐらい毎年、毎回、苦戦をしているところでありまして、歯科技工士も非常に人材が不足しておりまして、年齢構成が、非常に減っています。大体ですね、今、日本の就業者の55%が50歳以上の歯科技工士で賄っているという数字が出ておりまして、そのうち構成割合は、65歳以上の人最も多く16.5%、16%程度ということで、その次が60から65歳という形で、もう目に見えて減っていくことがわ

かっておりますので人材バンク等の部分で、ぜひ歯科技工士会にもご協力いただきたいというふうに考えております。

(3) 歯科保健医療提供体制構築検討事業について

○齊藤座長

皆様、この件についてよろしいでしょうか。はい。それでは次の議事に移ります。歯科保健医療提供体制構築検討事業について事務局から説明をお願いします。

○事務局（永井主任技師）

事務局の永井です。資料4をご覧ください。歯科保健医療提供体制構築検討事業でございます。国の歯科医療提供体制に関する検討会の中間取りまとめにおいては、歯科医療提供体制の目指す姿、都道府県単位で設定するということが示されております。

道内では歯科専門職の地域偏在が認められておまして、特に近年では歯科医師の高齢化ですとか後継者不足というところから、地域において、なかなか確保が難しいという声があがるという状況が生じております。

そのような背景も踏まえまして道では今年度から、歯科保健医療提供体制の現状把握と需給推計というのを行いまして、北海道での歯科保健医療提供体制の目指す姿というのを検討いたしまして、共通認識を得るということを行うために検討の場を設置することといたしました。

①にありますとおり、現在道では、歯科保健医療に係る調査分析につきましては、大学の協力を得ながら進めております。

その結果等を踏まえまして、今後、本日開催させていただいているこの本協議会に紐づくような形で、歯科保健医療提供体制を構築検討に向けたワーキンググループを設置させていただくこととしています。

また二次医療圏ですとか保健所単位で設置されている協議の場に対しても、②に書いてあるんですけれどもアドバイザーの派遣を行って参る予定となっております。

右下の図にありますとおり、本ワーキンググループの構成員については案の通りと示させていただきます。

歯科衛生士ですとか歯科技工士の養成校にもぜひご参加いただきたいというふうに思っております。具体的には現在の取り組みの各団体等の取り組みの状況ですとか課題の共有、そして人材確保に向けた方針等について検討を進めていく場とさせていただきたいと思っております。

構成員についてですとか、検討の進め方等について、ご意見ございましたら、頂戴したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○齊藤座長

ただいまの説明につきまして、ご意見ご質問ございませんでしょうか。
西先生お願いします。

○西委員（北海道歯科医師会）

この協議会のお話は大分前から伺っていたんですけど、構成については、これで、概ね良いと思うんですけども、なるべく早く開催したほうが良いと思います。
これ準備っていつかどこまで進んでいるのかちょっと聞きたいと思います。

○事務局（永井主任技師）

ありがとうございます。

歯科医療の提供体制というところで言いますと、やはり歯科医師の今後の推移がどのようになっているのかということが1つ大きなポイントになっていくと考えております。

国の方にも、この辺りの情報提供について申請を出しておりますが、ただ、この国の方に対する申請というのは非常に時間がかかるものでございまして現在、申請をするところまでは至ったんですけども、実際それに至るまでにも2、3ヶ月の時間を要するというような状況でございました。申請は行いましたので、遠からぬ未来に国からもその情報が提供される予定になっております。それをもって分析をした上で、最終的な検討に臨まなければ本来お話しするところを話せないということになってしまいますので、遅れておりますことは大変申しわけないのですが、ご理解いただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○西委員（北海道歯科医師会）

わかりました。ありがとうございます。

○齊藤座長

その他ご質問ございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは最後になりますけども、全体を通して協議していただいた内容、報告事項それぞれについて皆様から何かご質問やご意見ございませんでしょうか。

それではこれで予定されていた議題は終了となります。スムーズな議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（角井がん対策等担当課長）

どうもありがとうございました。事務局角井でございます。

本日は活発なご議論をいただき、誠にありがとうございました。
会議の初めにですね、ご協議いただきました条例の見直しについてでございますけれども、本条例は冒頭でご説明したとおりですね、制定から15年経過しております。

条例を踏まえた歯科保健医療推進計画に基づきまして、各種施策等の推進を図ってきて

いるところでございますけれども、一定の推進は図られているものですね、本日、昨今の歯科保健に関する情勢などを踏まえ、見直しの必要があるのではないかというご意見を多くいただきました。

道といたしましても、本日のご意見を踏まえ、情勢の変化に対応した条例となるべく早急に検討を進めて参りたいと思っております。

なお、本条例につきましては、仮に改正を行うとなれば、計画同様、道民の意見も伺うなどの作業も必要と考えておりますので、条例改正の素案など、また書面開催を織り交ぜながらと考えておりますけれども、委員の皆様には、引き続きご意見をいただきながら進めて参りたいと考えておりますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○事務局（石川課長補佐）

齊藤座長におかれましては、円滑な議事の進行をいただき、ありがとうございました。また、本日もご参加いただきました皆様におかれましては、大変貴重なご意見をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げます。

速やかに方針決定いたしまして、また改正等に関してですね、年末挟みますけれども、皆様に書面でお伺いするような形になってこようかと思っております。

大変、タイトなスケジュールになることが予想されますが、引き続きご協力をお願いしたいというふうに考えております。

それでは、本日はこれにて終了となります。

本日はお時間ちょうだいいたしまして、ありがとうございました。

これにて閉会とさせていただきます。ありがとうございました。